

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 9月 6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	高圧注水系タービン軸振動計から記録計までの信号回路の点検において、ケーブルコネクタ内部の接続部に断線が認められたため、当該部を修理	D	
2	1号機	湿水分離器（C）蒸気出口管台廻りにおける溶接検査終了箇所の肉厚測定において、必要肉厚不足が認められたため、当該部を再度溶接補修及び、対応検討	C	
3	2号機	補助海水ポンプ（A）において、グランドリーク量の増加及びパッキンに増し締め代不足が認められたため、当該パッキンを交換	D	
4	2号機	使用済燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器（A）出口弁の点検において、点検用養生袋から非放射性の水が溢れ、約0.9リットルが汚染管理区域養生シートの外側に漏れたことが認められたため、対応検討	B	
5	3号機	原子炉平均出力領域モニタ（C）の保守用モニタ画面において、ファンクションキーによる画面切替表示不可が認められたため、点検・修理	D	
6	3号機	原子炉格納容器圧力抑制室ドレンサンプ（A）水位スイッチの点検において、水位検出フロート接続用ワイヤーが切断したため、当該ワイヤーを交換	D	
7	3号機	原子炉建屋1階の原子炉格納容器機器点検用ハッチ開放作業において、遮へい壁移動用レール保護チェッカープレートを固定するための部品に破損が認められたため、当該部品を交換	D	
8	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニットの弁隔離操作において、水圧制御ユニット（10-15）のアクュームレータ充填水入口弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	4号機	使用済燃料輸送容器の燃料プール内への搬入作業に伴い、水面が揺らぎ「燃料プール水位低」警報が発生したが、その後、当該警報が復帰しないことが認められたため、当該警報回路を点検・修理	C	
10	6号機	主蒸気逃し安全弁（D、K、P）の予備品の点検において、シリンダー用ピストンとピストンロッドの接続箇所に緩みが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	集中環境施設	洗濯廃液系洗濯廃液サンプポンプ（A-B）出口配管にピンホールが認められたため、当該配管を点検・修理	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで